

千葉市職員措置請求（１９千監(住)第４号）に係る監査の結果について

- 1 請求人 千葉市中央区中央３－１５－６ 渚法律事務所内
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉
同 村越 啓雄

- 2 請求日 平成１９年１０月２６日

- 3 請求内容

(株)市原組に対する債権回収の再精査と十分な回収措置を行うこと。また債権回収の最終権限者である市長及び業務を怠った担当職員に対し、債権相当額の損害賠償を請求すること。

- 4 対象事項

市は、旧市原組（平成１６年３月１２日前の名称は株式会社市原組、同日以後杉山不動産開発株式会社に名称変更した会社をいう。以下同じ。）に対する独禁法第２５条又は民法第７０９条に基づく損害賠償請求権について、その行使を違法又は不当に怠っているか否か。

さらには、上記損害賠償請求権の行使を妨げられたことによる損害賠償請求権について、その行使を違法又は不当に怠っているか否か。

- 5 監査結果

- (１) 結論

本件監査請求には理由があるものと認め、自治法第２４２条第４項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

市は、民法第７０９条に基づき新市原組に対し、また、会社法第４８７条に基づき旧市原組の清算人に対し、平成２０年２月１５日までに損害賠償請求を行うこと。

- (２) 理由（要旨）

- ア 請求内容について

請求人の請求内容は、「新市原組又は旧市原組の清算人から旧市原組に対する債権を回収すること。仮に回収できない場合は、市長等から債権相当額の損害賠償を求めること。」と整理したうえで、新市原組又は旧市原組の清算人に対して、損害賠償請求権を行使することができるか否かについて検討する。

- イ 新市原組に対する損害賠償請求について

営業譲渡時の新旧市原組の代表取締役は親子関係にあり、その取締役の多くは重複し、法人登記簿上の住所も同一である。

営業譲渡の理由は、今後の事業の発展と経営体制の充実強化や会社の若返りとイメージアップを図ることなど一般には理解しにくい理由であり、さらに、旧市原組は営業譲渡の１０日後には解散の決議をしている。

したがって、新旧市原組は密接な関係にあり、営業譲渡は意図的で、両社は一体的と認められるから、法人格否認の法理が適用されると考える。

そこで、当該法理を適用し、新市原組に対し民法に基づき損害賠償請求を行うことが

考えられるが、当該請求権は3年の消滅時効期間が定められており、市が損害及び加害者を知った日が問題となる。

判例に照らして、市の「損害及び加害者を知った時」を検討すると、談合の事実を認めた供述調書の信用性を争っている課徴金納付命令の審判が確定し記録の謄写が入手可能な状態になった同命令の審決が確定した平成17年7月25日以降とするのが相当である。

また、営業譲渡や清算手続きは、旧市原組を新市原組に包括的に承継させるために意図的に行われたと判断でき、市が、新市原組を加害者であると知り得たのは、民間調査会社の報告書を受領した平成17年2月15日以降と解するのが相当である。

以上により、民法に基づく損害賠償請求権の時効は未だ到来していないこととなり、新市原組に対し損害賠償請求を行うことは可能である。

ウ 清算人に対する損害賠償請求について

会社法第481条では、清算人の職務として、「債権の取立て及び債務の弁済を行うこと」と規定されている。旧市原組の清算人は、市から損害賠償請求を受けていたが、約1億4,200万円の債権を放棄しており、規定に反するのではないかという疑いがある。

さらに、会社法第511条第2項では、「清算会社に債務超過の疑いがあるときは、清算人は、特別清算開始の申立てをしなければならない。」と規定されている。旧市原組の清算人は、市の損害賠償債務等を確定させた場合には、債務超過に陥っていた可能性があり、当該申立てを行う必要があったのではないかと考えられる。

こうしたことから、市は清算人に対し損害賠償請求できると考える。

エ 債権の管理を怠る事実

本件損害賠償請求は、談合行為に基づくもので、その金額は高額であり、また、他の業者との公平性を確保するためにも、公正取引委員会の審決が確定し、関係書類を入手した段階において、訴訟を提起すべきものであった。

監査対象部局が債権の回収に向けて努力をしてきたことは認められるが、新市原組に対し、また清算人に対し、請求を行うことが可能であるから、市が請求権を行使せずにいることは債権の管理を不当に怠っていると言わざるを得ない。

オ 監査請求期間について

自治法第242条第2項では、住民監査請求は正当な理由がない限り当該行為の終わった日から1年を経過したときは請求できない旨規定されている。

しかしながら、本件監査請求については、民法第709条又は会社法第487条第1項の規定に基づく損害賠償請求権の時効が未だ到来していないことから、請求期間の経過の問題は生じていないものである。